

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）第 9 条第 2 項に基づき、琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方および県民政策コメント等を踏まえた条例案要綱の修正を公表します。

令和 2 年（2020 年）11 月

滋 賀 県

公表資料

- 1 「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方について
- 2 琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

## 琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

### 1 県民政策コメントの実施結果

令和2年（2020年）9月10日（木）から令和2年（2020年）10月9日（金）までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱についての意見・情報の募集等を行った結果、5名（団体）の方から、6件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

### 2 提出された意見・情報の内訳

意見・情報の概要	件数
前文 ※	1
第2（定義）	1
第10（環境に配慮した森林施業等の推進）※	1
第17（農山村の活性化）※	1
その他（全般について）	2
計	6

注 ※印は、追加または改正を行おうとする条項

番号	箇所		備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
1	前文		※	<p>「県土の保全や地球温暖化の防止などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。」とあるが、この前文の前後か文中に下記内容を追加するべきである。</p> <p>追記内容の例</p> <p>「森林を伐採して地面に太陽光発電設備を設置する場合 県または市町がその影響について精査して可否を判断することが望ましい。」</p> <p>太陽光発電設備の設置認可については市町や県がその規模や国土利用計画、森林計画、都市計画、景観計画、及び市町の太陽光発電設備の設置規則などにより行われている。現在 県下各地で森林を伐採して太陽光発電設備の地面への設置が始まっている。本条例で大きな方向性について太陽光発電設備の設置についての注意を促すべきである。諸外国では 建物の上部・側面以外に太陽光発電パネルを設置しないという例もある。</p>	<p>御意見の内容については、森林法に規定する林地開発許可制度に基づき判断されるものであることから、本条例に規定せず原案のとおりとします。</p> <p>※森林法第10条の2(開発行為の許可)概要</p> <p>地域森林計画の対象となつている民有林において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>
2	第2	(2)		<p>森林の多面的機能の定義について、「レクリエーション機能」と「文化機能」についても記載されてはどうか。</p> <p>県は都市と農山村の間の交流を促進されたとあるが、農山村地域に来ていただく目的や地域の魅力として、農山村地域の自然環境や地域資源などを活用したレクリエーション活動、或いは農山村地域に伝承されている行事や歴史・史跡などの文化要素があり、いずれも森林の多面的機能の一つであることから、明記されることを提案する。</p>	<p>条例の前文において、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう健全な姿で未来に引き継ぐという本県の森林づくりに対する姿勢を明らかにしています。</p> <p>水源のかん養などの機能は、本条文で定義された「森林の有する多面にわたる機能」の事例として掲げているものであり、御指摘の「レクリエーション機能」や「文化機能」も、これに含まれるものと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
3	第10	(4)	※	<p>「倒木による被害を防止し、また軽減するために必要な措置」について、ライフラインを保全するための事前伐採に対して、県民税を財源としたメニューの新設を想定されているか。</p>	<p>「ライフラインを保全するための事前伐採」は、本条文の「必要な措置」の具体的な施策と考えられるため、御意見を参考とさせていただきます、検討を進めてまいります。</p>
4	第17		※	<p>農山村地域と都市の交流を促進することに留まらず、農山村地域においては、人材の育成や確保が重要かつ各事業の前提となることから、人材確保などの必要不可欠な基礎的な部分の視点についても記載されたい。</p> <p>県は「農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずる」とされている。しかしながら、地域資源の活用には、活用できる人材が不可欠となるが、農山村地域に存在する集落では、人材は高齢化しており、交流事業につなげられる人材(プレーヤーやコーディネーター等)はほとんど見当たらない。人材がいない地域では、県としても交流が促進できないと考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、県としてはどのようにして農山村地域の集落住民に経済効果をもたらすことを考えておられるのか。また、県の施策には「地域資源の活用」を支援する措置はあると思われるが、この条文にはその部分が県の役割として明記されていないことから明文化を提案するもの。</p>	<p>御意見の内容は条文の「必要な措置を講ずる」に含まれるものであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお具体的な施策については、本条例第9条に基づく「琵琶湖森林づくり基本計画」において検討を進めてまいります。</p>

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
5	その他		<p>条例に追加・変更されようとしている内容は、県内の林政ニーズに合致した内容だと思えます。改正条例に基づいて、具体的な施策が推進され成果に結びつけられることを期待します。</p> <p>県産材利用の一層の促進、山村振興、防災が重要テーマと推察します。民間では担い難い、行政だからできるサービスは長期的な視点によるインフラ整備だと思えます。県産材利用でいえば需要創出に加えて(場所を選んで)生産基盤たる恒久的な路網の整備推進を、防災であれば(森林面積は微減しますが)ライフライン保全のための予防的な伐採を後押しする施策を、またこれらを効率的に進めるための情報基盤(航測データや境界明確化等)の整備促進を、改正条例を推進力としつつ個別施策を進めていかれることを祈念しております。</p>	<p>御意見を参考とさせていただき、具体的な施策について、しっかりと検討を進めてまいります。</p>
6	その他		<p>「SGEC森林認証」に対する認識が非常に低いように感じます。</p> <p>金勝生産森林組合では、SGEC森林認証について、県下でもいち早く認証を頂き、毎年の審査にも合格し、また、新国立競技場の軒庇材として、県下唯一採用されるという実績をも上げており、そのような取組において、SGEC材の認知が低いことは非常に残念であります。ややもすると「びわ湖材」と混同されかねない実態であります。</p> <p>つきましては、是非、公共事業の発注仕様書にSGEC認証材の使用を特記していただければ幸いです。このことが、環境配慮、持続可能な森林づくりにつながることと確信いたしております。</p>	<p>条例第10条第1項において、県は森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を推進するための必要な措置を講ずるとしており、森林認証については、これまでも普及啓発や取得の支援等を行ってきたところであります。</p> <p>御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

注 箇所欄の条項(第10、(2) など)は、改正後の条項番号を表しています。

備考欄に「※」が付されているものは、追加または改正を行おうとする条項に係る意見です。